

清瀬特産/ きよせにんじんジャム
ポイントシール **2倍** キャンペーン

清瀬の特産品であるにんじんを100%使用して作った「きよせにんじんジャム」は、おかげさまで多くの方にご利用いただいています。そんな日ごろのご愛顧に感謝の気持ちを込めて、7月25日(土)までの期間限定で、商品を購入された方に差し上げるポイントシールを、通常1枚のところ2枚にするキャン

ペーンを行います。シールを10枚集めると、きよせにんじんジャムを1個プレゼントします。これからの季節、お中元や贈答品としてご利用ください。取扱店は、オレンジ色ののぼり旗が目印です。清瀬商工会 ☎042-491-6648



清瀬商工会ホームページ

新型コロナウイルス感染症 こころの健康電話相談

市にお住まいの方を対象とした、こころの健康電話相談を開設します。不安な気持ちの対処方法や子どもたちへの対応、日常を落ち着いて過ごすための方法などについて、皆さんと一緒に考えることを目的としています。健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

※フリーダイヤルではありませんので通話料がかかります。※多くの相談をお受けするため、相談時間は30分以内とさせていただきます。※新型コロナウイルス感染症の検査や支援制度などについては、各相談窓口へお問い合わせください。

期間 7月22日(水)~12月23日(水) 電話番号 ☎042-492-3711
毎週水曜日午後1時30分~4時30分

「きよせ市民まつり」「清瀬ひまわりフェスティバル」「農業まつり」「清瀬市民マラソン大会」「清瀬市民文化祭」開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「きよせ市民まつり」「清瀬ひまわりフェスティバル」「農業まつり」「清瀬市民マラソン大会」「清瀬市民文化祭」は中止いたします。楽しみにしていた皆さま及び関係者の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。きよせ市民まつりについては企

画課市民協働係 ☎042-497-1803、清瀬ひまわりフェスティバル・農業まつりについては産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052、清瀬市民マラソン大会については清瀬市体育協会 ☎042-493-9028 (火・木曜日の午後2時~4時)、清瀬市民文化祭については生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001

令和2年第2回定例市議会

第2回定例市議会は、6月8日から6月25日まで開催され、令和2年度清瀬市一般会計補正予算などの市長提出議案36件が可決・承認・同意され、議員提出議案3件が可決しました。また、陳情1件が採択されました。

主な議案についてご報告します。■令和2年度清瀬市一般会計補正予算(第1~3号)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応を迅速に行うため、第1号から第3号まで総額82億9,820万3千円の補正予算を承認・可決しました。

【一般会計補正予算(第1号)】

対象者1人あたり10万円を給付する特別定額給付金給付事業等に、76億3,556万6千円を追加しました。なお、この事業を早急に行うため市は5月7日付で専決処分したことを市議会初日に報告し、議会はこれを承認しました。

【一般会計補正予算(第2号)】

国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、都の「東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金」を活用して、市民生活及び事業者の支援な

ど喫緊に必要な対策を講じるため、4億5,810万7千円を追加しました。

【一般会計補正予算(第3号)】

さらなる新型コロナウイルス感染症対策を早期に講じるため、ひとり親世帯臨時特別給付金や私立保育園、幼稚園その他子育て施設における感染症対策経費に充てるため、2億453万円を追加しました。なお議会では、今年度の行政視察等の中止を決定し、関連する議会費予算156万4千円を減額しました。

■清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う経済の停滞や休業等による市民の所得の減少などに対応するため、議会からの要望により急遽、市が指定収集袋を市民全世帯に無料配布するため、本年6月1日から施行された改定後手数料との差額を補うための旧指定袋への差額券の貼付については9月30日までの期間、貼付なしに使用できるよう条例改正しました。協議会事務局議事係 ☎042-497-2567

子育て世帯を応援!
清瀬市子育て世帯近居支援事業

市では、市外に住む子育て世帯が、市内に居住している親世帯の近くに移り住む場合、あるいは市内に居住する子育て世帯の近所に、市外から親世帯が移り住む場合、その引っ越し費用などの負担軽減のため、助成を行います。☑中学校入学前の子ども(胎児を含む)がいる子育て世帯・親世帯のいずれかが市内に転入する世帯で、子育て世帯・親世帯ともに特定の条件をすべて満たす方【対象費用】引っ越し・不動産登記費用(消費税込み)。対象費用の2分の1(持ち家の場合上限200,000

円、それ以外の上限は50,000円)まで助成(☑転入日(住民票異動日)から6か月以内まで)☑「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付申込書」に必要事項を記入し必要書類を添えて、まちづくり課まちづくり係 ☎042-497-2093へ ※対象となる条件及び必要書類などについて、詳細は市ホームページ(QRコード参照)からご確認ください。



詳しくはこちら

清瀬市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の申込みを受け付けています

令和2年4月1日より、高齢者の運転する自動車による事故を防止することを目的に、清瀬市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金を開始しました。

これは、ペダルの踏み間違いなどによる急加速抑制装置としての機能を有するもの(安全運転支援装置)を、高齢者が新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助金として交付するものです。【補助金の額など】安全運転支援装置の購入及び設置に要した経費の1割(1台当たり1万円が上限)【申請受付期間】令和3年3月31日(水)まで【取扱事業者】東京都安

全運転支援装置設置促進事業補助金取扱い事業者 ☑道路交通安全係 ☎042-497-2096 ※補助の対象になる方は、市内に住居登録がある、令和3年3月31日現在で70歳以上となるなど、条件があります。条件の詳細や申請に必要な書類などは、市ホームページからご確認ください。「清瀬市高齢者安全運転支援装置設置」で検索していただくか、QRコードからご確認ください。



詳しくはこちら

令和2年度後期高齢者医療制度について

◆8月1日(土)から保険証の大きさが変わります

現在お使いの保険証(青竹色)の有効期限が令和2年7月31日(金)までとなっているため、令和2年8月1日(土)から使用する新しい保険証(オレンジ色)を、7月8日に簡易書留で発送しました。また、今回から保険証の大きさがカードサイズに変更となります。

◆令和2年度の後期高齢者医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月10日に発送しました。

◆自己負担の割合

医療費などの自己負担の割合は下表のとおりです。自己負担の割合は前年の所得の状況に応じて毎年見直されるため、有効期限前で

も自己負担の割合が「1割」から「3割」、または「3割」から「1割」に変更になることがあります。

世帯全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、負担割合が3割負担で現役並み所得1・2に該当する方は「限度額認定証」の交付(要申請)を受けることができます。すでに認定証をお持ちの方で、今年度も基準に該当する方には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で発送します。☑保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050 ※確定申告期限の延長期間内に申告を行った方がいる世帯の場合、保険証の負担割合、認定証の負担区分、保険料額が変更となる場合があります。変更となった際は、改めて通知します。

負担割合	負担区分	判定基準
3割 (同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のなかに住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合)	現役並み所得3	住民税課税所得が690万円以上の方がいる世帯の方
	現役並み所得2	住民税課税所得が380万円以上の方がいる世帯の方
	現役並み所得1	住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯の方
1割 (同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも145万円未満の場合)	一般	現役並み所得者、住民税非課税世帯に該当しない方
	住民税非課税など	区分2 世帯の全員が住民税非課税で、区分1に該当しない方 区分1 (1)世帯の全員が住民税非課税、年金収入80万円以下でその他の所得がない方 (2)世帯の全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方